

(議長)

日程第25、発議第1号、難病医療費助成制度の改善を求める意見書の提出について、を議題と致します。

お諮りします。

本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第1号については、原案の通り決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

同数でありますので、本案については、議長の判断で決したいと思います。

(議長)

私も、賛成だ。私も、賛成。

(議長)

発議第1号については、原案の通り決しました。

(議長)

日程第26、発議第2号、義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書の提出を議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第2号については、原案の通り決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第2号については、原案の通り可決されました。

(議長)

次、日程第27、発議第3号、認知症施策の推進を求める意見書の提出を議題と致します。

お諮りします。

本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第3号については、原案の通り決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

よって、発議第3号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第28、発議第4号、後期高齢者の窓口2割負担への引き上げを行わないことを求める意見書の提出を議題と致します。

お諮りします。

本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第4号については、原案の通り決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

発議第4号については、原案の通り決定致しました。

(議長)

次に、日程第29、発議第5号、被災者生活再建支援制度の拡充を、に関する意見書の提出について、を議題と致します。

お諮りします。

本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第5号については、原案の通り決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、同数であります。本案については、議長の判断で決したいと思います。賛成。発議第5号については、原案の通り可決しました。

(議長)

次に、日程第30、発議第6号、国保の抜本的改革を求める意見書の提出について、ついでに提出についてを議題と致します。

お諮りします。

本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第6号については、原案の通り決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、少数でありますので、発議第6号については、否決されました。

(議長)

日程第31、発議第7号、2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書の提出について、を議題と致します。

お諮りします。

本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第7号について、原案の通り決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、同数であります。本案については、議長の判を決したいと思います。

(議長)

発議第7号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第32、発議第8号、議員の派遣についてを議題と致します。

お諮りします。

本案については、議長を除く議員全員による発議であります。従いまして本案については、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第8号については、原案の通り決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって発議第8号については、原案の通り決定致しました。

(議長)

日程第33、発議第9号、子育て支援に関する事務調査について、を議題と致します。  
お諮りします。

ただ今、議題となりました、発議第5号は、会議規則第39条の規定により、所管の社会文教常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすること、したい、と思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、本案については、社会文教常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

(議長)

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了致しました。

これで、平成30年第4回江差町定例議会を閉会致します。

大変ご苦労さんでした。

閉会 15:48

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道檜山郡江差町議会

議 長

署名議員

署名議員